

○平成28年9月30日（金）

休憩 午後2時50分

再開 午後3時30分

○高見委員長 再開いたします。

御質疑願います。

あなた委員。

○あなた委員 私からは、建築物耐震改修事業と高齢化対応住宅普及促進事業、住まいにかかわるこの2事業について確認をさせていただきたいと思います。

まず、建築物耐震改修事業についてであります。想定外であった東日本大震災を初め、自然災害は必ず不測の要素をはらんで発生をいたします。今、国のほうでは大規模災害などの非常事態に対処するための緊急事態条項の是非も議論されてくることと思いますが、現状では、これらに対応するには防災の根幹を強化するしかありません。特に地震の場合は、構造物の安全性を高めることが必要であります。本市の取り組みについて確認してまいりたいと思います。まず、事業の目的と概要についてお示しくください。

○岡田建築部建築指導課長 本市では、旭川市耐震改修促進計画を策定しまして、民間建築物及び市有建築物について、耐震化に係る啓発や補助事業を行ってきているところです。この事業につきましては、民間建築物の耐震化を支援する事業でありまして、住宅及び大規模建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修に要する費用の一部を補助する制度となっております。

○あなた委員 次に、決算内容、事業成果についてもお示しくください。

○岡田建築部建築指導課長 事業の決算内容及び成果につきまして、昨年度は住宅の耐震診断1件3万円、耐震改修1件20万円、大規模建築物耐震診断補助が1件800万円の合計823万円を補助しております。

事業の成果といたしましては、耐震化の指標である耐震化率の引き上げへの影響も小さく、成果が出ているとは言えませんが、今後も継続することで耐震化を進めたいと考えております。

○あなた委員 事業の成果については、高い実績値とは言えないと、控え目な答

弁でありましたが、今後も継続して実施していくということで、本市における耐震化の現状と課題についても整理する必要があると考えます。

まず、近年の耐震診断及び改修の推移、市民からの耐震にかかわる問い合わせ状況などについてお示しください。

**○岡田 建築部 建築指導課長** 近年の推移につきましては、住宅の耐震診断及び耐震改修につきましては、平成25年度から平成27年度まで各年度にそれぞれ1件となっております。住宅につきましては、これらの補助事業のほかに、職員が図面と申請者からの聞き取りをもとに簡易的に行う無料耐震診断制度を実施しております。平成21年度から平成27年度まで延べ38件の耐震診断を行っております。

また、市民の方からの問い合わせにつきましては、大きな地震災害の発生の後ですとか、補助制度の広報を行ったとき、あるいはテレビや新聞などのメディアで地震に関する報道がされたときなどに相談や問い合わせが多く寄せられているという状況であり、平時におきましては関心は余り高くないというふうに認識しております。

**○あなだ 委員** 第2回定例会でも質問させていただきましたが、ことし、熊本で震度6以上の地震が相次ぎ、熊本県内で全半壊した建物は1万5千戸を超えました。被害は比較的古い木造家屋へ集中しました。また、地震による直接的な犠牲者の多くが倒れた家屋や家具の下敷きとなり、耐震化の重要性が改めて浮き彫りとなりました。

そこで、熊本大地震と同様の揺れで倒壊のおそれがある住宅は、道内で37万1千戸以上にも上ると報道をされましたが、本市においては改修の必要がありながら改修されない住宅の戸数はどれくらいあるのでしょうか。

**○岡田 建築部 建築指導課長** 平成25年の値となりますけれども、市内の昭和56年以前に建築されました、いわゆる旧耐震基準の住宅につきましては約2万戸と推計しております。

**○あなだ 委員** 昭和56年以前の古い耐震基準の建物が地震に弱いことは、平成7年の阪神大震災から指摘をされてきておりますが、国は古い建築基準で建てられた住宅の耐震補強に対する改修費用を助成するなどして、現在、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年までに95%とするという目標を掲げ、

耐震化促進に努めております。

全国的に耐震化が伸び悩んでいる状況にあります。本市耐震化の現状はどのような状況にあるのか、全国平均についてもお示しください。また、本事業において耐震化を一層促進するため、どのような工夫をしてきたのかについてもお示しください。

**○岡田 建築部 建築指導課長** 本市の耐震化の現状につきましては、これも平成25年の値となりますけれども、住宅で約83%、多数の者が利用する建築物で約87%の耐震化がされていると推計しております。全国におきましては、住宅で約82%、多数の者が利用する建築物で約85%となっており、ほぼ同程度となっております。

住宅及び多数の者が利用する建築物につきましては、平成18年度の国の基本方針に基づきまして、耐震化率を90%とすることを目標として耐震化を進めてまいりましたが、本年3月に公表されました新たな国の基本方針では、平成32年までに耐震化率の目標を95%にするということが示されました。耐震化の推進に当たりましては、補助制度の周知に加えまして、北海道と共催による耐震セミナーの開催等を行ってきております。また、多数の者が利用する建築物に対しましては、平成26年度に耐震診断に対しまして、平成27年度には補強設計に対しまして、その費用の一部を補助する制度を創設するなどの取り組みを行ってきております。

**○あなた 委員** 市民の防災、耐震に対する意識を耐震診断や改修件数だけで図ることはできないですが、本市においては改修の必要があると言われる昭和56年以前に建築された古い耐震基準の住宅が約2万戸もありながら、この事業においては平成25年度から平成27年度までの3年間、木造住宅の耐震診断及び改修がそれぞれ各年度1件ずつという結果でありました。耐震化にかかわる本事業の有効性というものが問われるところであると思いますが、今後は、国の方針により、平成32年までに耐震化率の目標を95%にしなければなりません。

これまで同様の進め方とはならないと思いますが、市としてどのように受けとめているのか、また、耐震化の進んでいる他都市の事例などは参考としているのか、お答えいただきたいと思っております。

**○岡田 建築部 建築指導課長** 国の公表によります耐震化の目標を95%とするこ

とにつきましては、現在、旭川市耐震改修促進計画の見直しをしているところをごいまして、目標達成のための施策について耐震化率の向上につながるものを検討しているところがございます。ただ、その中で抜本的な打開策を見出せずに苦慮しているといったところもございます。耐震化が思うように進まない中で、今後は、さらに高い目標値となることから、今までとは違った視点での施策づくりが必要となると受けとめております。

また、これまでも他都市の事例につきましては参考にできておりますが、今後とも全国的に耐震化が進まないといっている状況の中で、耐震化の進んでいる他都市の手法等を参考に取入れていきたいと考えております。

**○あなた委員** 次に、周知方法についてもお尋ねしたいと思います。東日本大震災から、この5年間だけでも、紀伊半島豪雨、広島土砂災害、御嶽山噴火、口永良部島噴火、鬼怒川決壊の関東・東北豪雨に加え熊本地震、そして、このたび北海道においても連続した台風の影響により甚大な被害が発生をいたしました。近年、災害大国とも言える日本においては、地震、津波、洪水、土砂災害、豪雨、豪雪、火山噴火など、あらゆる自然災害が頻発する中、市民意識に変化はあったのでしょうか、また、市民の災害の備えに対して、これまでどのように周知を図ってきたのかお示しくください。

**○岡田建築部建築指導課長** 旭川市におきましても、昨年の強風やことしの台風、大雨による被害が出ておまして、また、熊本地震などの地震被害の報道なども受けて、災害に対する市民からの問い合わせが寄せられてきております。その中で、旭川も自然災害がないわけではないとの声もありますことから、市民の方の意識も、少しずつではありますが、変化してきているものと考えております。ただ、この意識の変化が建築物の耐震化に結びつくまでには至っていないとも感じております。その点につきましては大きな課題と認識しております。そのため、耐震セミナーを初め建築に関するイベント等の機会を通じまして、震災被害に関するパネル展示ですとか、防災グッズ等の展示をするなど、防災意識の向上についての普及啓発に取り組んでいただいているところがございます。

**○あなた委員** 本事業の利用状況、本市における耐震化の現状からも、やはり周知不足と言わざるを得ない状況にあると思います。他の効果的な周知が必要と考え

ますが、いかがでしょうか。

**○岡田建築部建築指導課長** 地震への備えに対する周知について、不足しているとの認識を持ってございます。そのことから、市民広報以外の媒体を利用した周知方法の検討ですとか、建築物の地震に対する安全性を建物に表示することができる安全性に係る表示制度といったものの積極的な活用など、より多くの市民の目にとまるような方法を検討していきたいと考えております。

また、現在実施している補助制度につきましても、建築物の所有者だけではなく、これまでも行ってはまいりましたが、建築関係団体等を通じまして、建築業者に対しましても、増改築やリフォーム工事の機会と合わせて耐震化を行うように、積極的にPRしていきたいと考えております。

**○あなだ委員** 住宅の耐震化においては、期待された目標値には届かず、補助制度の利用にも伸び悩んでおりますが、利用が低調な理由として、耐震が具体的にどのようなものか、どれぐらいの費用がかかるなど、イメージしづらいということも要因の一つではないかと考えられます。また、耐震改修にはさまざまな補強方法があると思いますが、これらの方法についても市民にわかりやすく周知すべきではないのか、考えをお示しいただきたいと思います。

**○岡田建築部建築指導課長** 住宅の耐震化につきましては、耐震診断によりまして住宅の地震に対する性能を調べて、構造上の弱点を適切な方法により補強を行うものとなっております。

具体的には、壁の補強としまして、筋交いと呼ばれる斜め材を既存の柱と柱の間に入れたり、構造用合板と言われる材料を柱、はりにくぎどめするなどによって、既存の壁を地震に対する耐力の強い壁に補強する方法などがあります。こうした補強方法につきましては、住宅の所有者が具体的に理解することが重要であるために、一般の方がごらんになっても簡単に理解できる詳しい内容が掲載されたパンフレットを建築指導課窓口ですとかセミナー等で周知啓発する際に配布しております。

今後につきましても、相談窓口、セミナー、講習会等におきまして、パンフレットを配布活用しまして、具体的な補強方法につきましても啓発を行っていききたいと考えております。

**○あなだ委員** 平時の準備が緊急時、命を守ることにもつながりますことから、

今後より効果的な周知を図っていただきたいと思います。

次に、内閣府が行った防災意識調査結果では、耐震補強工事を実施するつもりがないという回答が、東日本大震災前の平成21年の39.8%から、震災後、平成25年は48.1%に増加しているという結果となっております。主な理由としては、費用がかかる43.5%、必要性が実感できないが22.8%となっており、行政の補助金制度を用いた努力だけでは耐震化は進まないと言えるのではないかと思います。こうした結果をどのように受けとめているのか、とるべき有効策についてもお示しいただきたいと思います。

**○岡田 建築部 建築指導課長** 本市におきましても、調査結果と同様の傾向にあると認識しております。耐震化の阻害要因となる課題につきましては、建築物所有者が耐震対策をみずからの問題、地域の問題として取り組むことが不可欠であると考えておりまして、行政としまして、所有者の取り組みをできるだけ支援するという視点から、耐震化に取り組みやすい環境整備や施策を講じまして、耐震化の阻害要因となる課題を一つ一つ解決していくことが必要と考えております。

現状の補助制度等につきましても、耐震化という観点だけではなく、断熱改修やリフォーム、リノベーションなどの機会と合わせて実施することを周知、誘導していくことによりまして、複合的に住宅性能を上げて、防災性能や生活の質の向上をもたらせるといった取り組みが今後は必要であると考えております。そのことにつきましても、行政はもとより、市民、企業、団体等の関係者が連携して、社会全体として着実に進め、地震に対してより強靱な地域づくり、防災、減災に向けたまちづくりを計画的に実施していくことが重要と考えております。

**○あなだ 委員** 建築物の耐震改修も重要ではありますが、先ほどの内閣府の調査結果にもあるとおり、やはり主な理由の第1位が費用がかかる43.5%という結果でありました。所有者の費用負担の課題も懸念されております。寝室などを部分的に改修する一室補強という手法もあると聞いておりますが、やはり個々の命を守るためにあらゆる手法を行政として検討して、そして耐震対策に取り組むべきと考えますが、見解をお示しください。

**○岡田 建築部 建築指導課長** 一室補強につきましては、住宅の就寝室などの一室を補強して、建築物が倒壊してもその一室を保持するもので、一般的に耐震シェル

ターと呼ばれているものとなりますが、住宅の耐震改修と比較しまして、一般的に安価に施工することができて、特に就寝室をシェルター化した場合につきましては、就寝時の地震に対しても居住者の生命を守るといった観点から、地震対策として有効な手法の一つと認識しております。

しかし、耐震シェルターのデメリットとしまして、建築物全体の耐震化が進まず、地震で建物が被害を受けた場合に、シェルター以外の建築物が倒壊して、道路や隣の建物へ倒れかかるなどの被害が出るといった可能性も懸念されているところがございます。そのため、建築物全体の耐震化を進めることが第一であると考えておりますけれども、現在のように耐震化が進まない状況におきましては、他都市の活用事例などを参考にしながら、個々の命を守るための手法ですとか、費用負担軽減策について、耐震シェルターを含めて、有効な耐震対策の可能性を検討していきたいと考えております。

**○あなだ委員** 本事業を導入してから7年が経過しております。これまでの取り組みで見えてきた課題と今後の事業継続に当たっての改善すべき点があればお示しください。

**○岡田建築部建築指導課長** これまでに取り組んできました中で見えてきた大きな課題の一つといたしましては、やはり市民の地震に対する危機感が高まらないということと認識しております。そのため、住宅建築物の耐震化に関する補強制度の案内や市民広報への掲載、耐震セミナーの開催などを行い、耐震化の普及啓発に努めているところがございますけれども、今後は、これらの事業を継続していくとともに、家具転倒防止対策ですとか非常持ち出し品の準備など、費用をかけずに日常の生活の中で、家庭でできる対策等につきましても広く周知を進めることが耐震に対する意識の向上に向けて重要と考えております。また、財源にも限りがございますことから、現状制度の見直しを含めて、有効な支援策について検討してまいりたいと考えております。

**○あなだ委員** 地震が頻繁に起こらない地域では、耐震化がおくれる傾向があり、南海トラフ巨大地震が想定される東海地方に比べ、他地域は進んでないと言われております。本市においても、旭川市は自然災害が少なく安全と認識されているところであり、今般、災害に見舞われた熊本においても同様の認識があったと言われて

おります。こうした状況も踏まえて、防災対策の一つとして、耐震対策も各関係部局や団体と連携を密に図りながら進めていく必要があると考えます。また、東日本大震災では多くの自治体が機能喪失に陥りましたが、東北地域には地域の強い結びつきによる共助が残っていたことから、震災時における社会秩序や治安も保たれました。本市においても、この事業を通じて地域とともに連携して、耐震化率の向上のみならず、市民の防災意識向上と共助体制の強化にも努めていただきたいと思います。

この事業に対しては、最後、見解を伺いまして終わりたいと思います。

**○祖母井建築部長** 委員御指摘のように、本市は地震が起こりにくい地域と多くの市民に認識されており、過去においても住宅に被害を与えるような大きな地震に見舞われた経験がないことから、地震に対する危機感の低さにつながっているものと考えられます。熊本県も同様に、地震が起こりにくい地域と認識されていましたが、今回、地震災害に見舞われたことから、今の日本では、いつ、どこで大きな地震が起きてもおかしくない状況にあると認識しております。

このような状況から、地震に対する防災意識の向上が必要であります。一つの部局のみで災害の備えに対する周知や防災意識の普及啓発に取り組むには限度があるため、関係部局や団体との連携を図りながら耐震対策を進めることが重要と考えております。

また、各地域においても、町内会などの自主防災組織の取り組みは、災害時に重要な役割を果たすことが期待されることから、地域組織と連携を図りながら、講習会、セミナーなどを通じて、建築物の耐震化に向けた啓発活動を行ってまいりたいと考えております。

**○あなだ委員** 大きな地震が起こるとは想定されていなかった熊本県では、観測史上初めて震度7の地震が連続し、また、新しい耐震基準に適合した建物も全半壊するなど異例づくめの地震でありました。本来は、これを受け、旭川でも起きたらどう対応するのかと議論が行われてしかるべきであります。実際にはそうした議論が深まっていないことも現状であります。

今、日本各地で災害が日常化しているとも言えるような状況にあり、そして、大きな自然災害が起きるたびに想定外の被害という言葉が今、飛び交っておりますが、



やはり私たちは、その都度、危機管理上の教訓を学んでいかななくてはならないと思っております。今回見えてきた課題と改善すべき点については、しっかりと今後に生かしていただきたいと思っております。

そして、次に、高齢化対応住宅普及促進事業についてであります。建築部においては極めて福祉色の強い事業であります。そうした視点が事業に反映されているのか、高齢者に役立つ事業となっているのか確認をしてみたいと思っております。まず、事業目的についてお示しください。

**○松野郷建築部次長** 本事業につきましては、高齢者が居住する住宅におきまして、日常生活の容易な移動、階段や段差による転落や転倒事故の防止、冬期間の寒さ対策など、加齢に伴って身体機能の低下が生じた場合にも住みやすいよう、高齢者が安心して快適に暮らせる居住環境の整備推進と、そのために必要な居住環境改善の知識の普及及び向上を図ることを目的としております。

**○あなだ委員** ただいま、転落、転倒というところで事故の防止というところで御答弁いただきましたが、転落、転倒、加齢に伴う身体機能の低下だけではありません。認知機能の低下や持病の悪化などによっても引き起こされると言われております。身体機能の低下だけに注視するのではなく、そのほかの要因にも考慮した事業とすべきであると思っております。

また、工事施工基準にも単なる住宅の修理や部材の交換等の工事ではないと示されておりますけれども、必要に応じて、例えば動線上の安全性や家具の配置のアドバイスなど、全体を通じた居住環境改善の整備も目指していただきたいと、そのように思います。

そして、そこで事業概要と決算内容についてお示しいただきたいと思っております。

**○松野郷建築部次長** 事業概要といたしましては、60歳以上の方が住む住宅のバリアフリー化工事や断熱・防寒改修工事などに対して、対象工事費用の3分の1かつ15万円を上限とした補助、いわゆるやさしさ住宅補助制度を実施しているほか、身体機能が低下する高齢者に対応する住宅改修等をテーマとした講演会や研修会を開催しております。

次に、決算の状況でございますが、決算額5千997万3千84円の内訳といたしまして、やさしさ住宅補助制度で404件に交付した補助金が5千985万円、

講演会と研修会に開催にかかわる費用が1万560円、その他事務費が1万2千524円となっております。

○**あなた委員** 次に、本事業は市民にどのように役立っているのか、成果についてもお示してください。

○**松野郷建築部次長** やさしさ住宅補助制度をきっかけに、住宅内の段差解消や手すりの設置など改修工事を実施された方も多く、国の住宅・土地統計調査によると、高齢者が居住する住宅で手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化が行われた住宅が増加傾向にあることから、高齢者が安心して暮らせる居住環境の促進に寄与しているものと考えております。

また、講演会や研修会につきましては、毎年度1回実施しておりますが、それぞれの1回の開催につき50人程度が参加しており、高齢者の身体特性に配慮した住環境改善に対する市民意識の高揚と知識の普及・向上に役立っているものと考えております。

○**あなた委員** バリアフリー化そのものが高齢者が安心して暮らせる居住環境の推進に寄与しているとは一概には言い切れません。と言いますのは、やはり成果を示すためには、まず住環境の問題点を抽出すると。そして、必要な改修を助言、実行してこそ初めて成果が生まれます。そうしたチェック機能が働いているのかと。これは後にも触れたいと思いますが、改修したがうまく使えない、そもそも使用していないといった事例がないよう、改修後の成果についても実施すべきと考えますが、そこで介護保険制度でも住宅改修に対して同様の支援を行っていると思いますが、このやさしさ住宅補助制度との違いについてお示しいただきたいと思っております。

○**松野郷建築部次長** 両制度とも高齢者が住む住宅について暮らしやすい住環境の整備という目的を持っており、具体的には、やさしさ住宅補助制度では高齢者が自宅で安心して暮らせる住環境の整備を、介護保険の居宅介護住宅改修費支給制度では高齢者本人の自立や介護者の負担軽減を図ることを狙いとしております。

それぞれの支援対象については、やさしさ住宅補助制度が満60歳以上の高齢者が居住する住宅を、介護保険の居宅介護住宅改修費支給制度が要介護、要支援認定を受けた方を対象としております。補助または給付の対象となる工事につきましては、ともにバリアフリー化工事を対象にしておりますが、やさしさ住宅補助制度で

は、このほか断熱防寒改修工事と融雪槽等の設置工事も対象としております。なお、融雪槽等の設置工事に対する補助につきましては、今年度から制度化した住宅雪対策補助制度に移行して実施しているところでございます。

○**あなた委員** 次に、平成27年度のやさしさ住宅補助制度、申請と交付状況についてお示してください。

○**松野郷建築部次長** 平成27年度の補助申請の受け付けは4月13日から5月11日までの期間で募集いたしました。期間内に予算額6千万円に達しなかったため予算額に達するまで申請期間を延長して受け付けを行いました。最終的には、申請件数420件、このうち自己都合によりまして申請を取り下げた16件を除いた残り404件に対して補助金を交付しているところでございます。

○**あなた委員** 募集期間内に予算額に達しなかったため予算額に達するまで申請期間を延長したということでありましたが、申請期間が1年のうち約1カ月しかありません。本当に必要な方が申請できる状況にあったのか疑問であります。例えば、申請期間は何期かに分けるなど、制度の使いやすさに対する配慮も検討していただきたいと思えます。

次に、受付期間内に予算額に達しなかった。この周知についてどのように行われたのか、高齢者にわかりやすい周知であったのか、お答えいただきたいと思えます。

○**松野郷建築部次長** やさしさ住宅補助制度の市民への周知につきましては、市民広報や市のホームページ、担当課窓口における制度の御案内とともに、各地域の支所、住民センター及び地区センター、ときわ市民ホールのほか、高齢者にも情報が届きやすいように、おびったや老人福祉センター、地域包括支援センターなどに制度広報用のポスターの掲示、そのほかパンフレットの配置を行いました。補助制度の周知に努めてきたところでございます。

○**あなた委員** 周知にありますけども、インターネットに精通した高齢者や各支所並びに関係施設に行くことができる高齢者には有効な広報手段であると考えますが、そもそも住宅改修を必要とするような虚弱高齢者、そのような場所に行くことも、インターネットを利用することも困難なことが予想されます。実際に、期間内に予算に達せず申請期間を延長していることから、補助としての魅力または広報が十分であったのか、そのほかの問題は果たしてなかったのか、一度検証していただ

きたいと思います。

そして、この申請についてでありますけれども、自己都合による申請取り下げ16件を除く404件の申請については、全て補助金を交付しております。どのような審査を行ってきたのか、お答えいただきたいと思います。

**○松野郷建築部次長** 補助金の交付までに係る審査につきましては、申請書類に添付される図面や見積書、カタログの写しなどから、補助金交付基準への適合を確認した上で交付決定を行い、工事施工後、申請者から提出される完了報告書をもとに最終的な審査を行った後、補助金を交付しております。

**○あなた委員** 図面や見積書、カタログの写しから補助金交付基準を満たしているか確認しているということではありますが、他都市においては、専門職を介して本当に必要のある改修かチェックする自治体もあります。本市においてはキャンセル以外の404件全て補助金を交付しており、見方によっては、言われるがまま出しているとも受けてとれます。そこで、本事業の目的は、高齢者が安心して暮らせる住環境を整備するということであるのならば、こうした書類上からは見えてこない身体機能、精神機能、住宅環境を考慮した適切な指導と助言のもと申請の許可を行うべきではないかということを指摘したいと思います。

そして、次に、制度及び住宅改修についてお尋ねしたいと思いますが、高齢者の住宅改修は、手すりの位置や段差の解消、扉の変更など、身体状況に応じた施工が必要であります。全て同じ改修でよいとはなりません。審査及び助言はどのように行っているのか、お示してください。

**○松野郷建築部次長** 改修工事の審査につきましては、例えば、設置されるユニットバスがバリアフリー構造になっているかどうかなど、職員が建築図面や製品カタログなどを確認して審査を行っております。また、申請者から改修工事について相談があった場合、それぞれの身体特性に合った改修工事を行うことが重要であると認識しておりますので、参考となる改修事例の説明や関係資料の提供、相談窓口の紹介など、可能な限りよりよい改修工事につながるようなアドバイスに努めているところでございます。

**○あなた委員** ただいまの答弁では、高齢者それぞれの身体特性に合った改修工事を行うことが重要であるという認識を示されましたが、そもそも書類審査のみで

身体機能の評価を行うことは可能なのかということでもあります。行っているとすれば、ガイドラインのようなものがあるのかと。そうしたところも今まだ市としては体制が整っていないと思われるんですけども、そこで、介護保険制度における住宅改修では、介護支援専門員が住宅改修が必要な理由書を添付して申請を行っております。本事業においてはそのようなものはありませんけれども、改修の質向上のために必要と考えますが、いかがでしょうか。

○松野郷建築部次長 やさしさ住宅補助制度の申請者は、ほとんどが要支援や要介護認定を受けてない方々でありますので、介護支援専門員とのかかわりも薄いと考えられます。介護保険制度における住宅改修の状況を今後調査するほか、他の取り組みで改修の質を高めることができないかどうか検討してまいりたいと考えております。

○あなだ委員 申請者のほとんどが要支援や要介護認定を受けていない方々ということでありましたが、本市においては要支援、要介護とならないための介護予防の取り組みを強化していると。そして今後さらに強化していくと、これまでの議会答弁でも繰り返し強調されておりますが、実際その対象とも言える高齢者向けの本事業に介護支援専門員など専門職のかかわりがこれまでなかったというのはいかなものかと思えます。これは指摘をしたいと思えます。今後、この取り組みの充実を図っていただきたいと思えます。

そして、高齢者が安全で安心して暮らすためには、身体機能や認知機能、骨格構造、病歴などで改修の内容が変化してくると思えます。単なる住宅の改修とは、意味合いが異なります。現状で、こうした問題に十分対応できているのかお答えください。

○松野郷建築部次長 やさしさ住宅補助制度では、お住まいの高齢者や御家族の意向が反映された改修内容であると考えておりますが、一方で、どのように改修したら暮らしやすくなるのかなど、施工業者も含め具体的な改善方法がイメージできない方々も少なからず存在すると推察しております。このような状況から、高齢者の身体機能や認知機能などをしっかり考慮した改修工事に十分対応できているかと言えば、必ずしもそうとは言えない状況であると考えております。

○あなだ委員 高齢者の身体機能や認知機能などをしっかり考慮しているとは言え

ない状況であるとの認識であります。実際に改修した箇所をうまく活用できていないと。建築業者さんの意向で、例えば、利用者の方がつきたい手すりの位置に、そこには下地がないからこの位置になりますということで、結果的には使いづらい箇所についてしまった。そういった活用できないといった問題も発生していると聞いております。本事業をより効果的に発展させていくためにも、やはりこうした一人一人の身体特性に合った改修方法というところの検討も進めていただきたいと思います。

そして、次に、高齢者の住宅及び改修において、どのような住まいの整備が重要であると考えているのかお示してください。

**○松野郷建築部次長** 昨年度に実施いたしました住生活基本計画改定に係る市民アンケート調査では、現在居住している住宅に住み続けたいという意向を持つ人の割合が全体の76%と多く、さらに高齢になるほどこの割合は高くなっております。また、国民生活センターの調査によると、住宅の階段や床の段差などによる転倒事故が多いことから、手すりの設置や段差の解消などのバリアフリー化の促進をより進めることが必要と考えております。したがって、高齢になっても、身体機能が低下しても住宅内を安全に移動できるよう、改修等を行いながら高齢者が安全に安心して暮らせる居住環境づくりが重要と考えております。

**○あなだ委員** 次に、高齢者の住まいで行われる改修工事の質を高めるための考え方や取り組みについてもお示してください。

**○松野郷建築部次長** 改修工事の質を高めるためには、居住する高齢者の身体特性を十分に把握し、その人に合った改善内容で工事を行うことが重要と考えております。そのため、本市といたしましては、医療、福祉、建築に携わる方々を対象にした実務者向け研修会を開催し、グループワーク形式での検討を通じた参加者同士の情報共有や意見交換によって、建設業に携わる方々にも、医学的や福祉的な視点を持った住宅改修知識の普及向上に取り組んでいるところでございます。

**○あなだ委員** 厚労省の平成25年国民生活基礎調査の概要によりますと、要支援に陥る原因の第3位に転倒・骨折14.6%が挙げられております。例えば、これら転倒・骨折を予防するためにも住まいの整備が重要であり、要支援に陥ることがないように予防的観点からの取り組みが必要であると考えます。そうした視点は反

映されているのでしょうか、お答えください。

○松野郷建築部次長 やさしさ住宅補助制度によるバリアフリー化工事の実施によって、高齢者の転倒事故等に対する予防には、一定の効果があるものと考えておりますが、申請者が要支援や要介護とならないような予防的な視点を積極的に反映させた事業展開にはなっていない状況でございます。

○あなた委員 住まいとは全てバリアフリーにすればよいというのではなく、住まわれている居住者の能力を最大限発揮しながら、安全に暮らせる住宅を目指すべきであります。本市が現在取り組んでいる介護予防の観点からも、自立を促すまたは活動を維持できるような住まいであるべきという視点を持っていただきたいと思っております。

そして、改修の質を高めるためにも、福祉保険部等と連携して虚弱高齢者を把握するとともに、適切な身体・精神評価のもと住宅改修を行うべきものと考えます。本市においては、そのような取り組みを実施しているのか、また、今後の予定はあるのか、お答えください。

○松野郷建築部次長 現在、そのような取り組みは実施しておりませんが、高齢者の状況をよりの確に把握するため、今後、福祉部局で行っている取り組み事例等を参考に、評価手法について研究してまいりたいと考えております。

○あなた委員 しっかりとした評価を実施することで、その後、長らく安心して住まうことのできる住宅となります。かけるべき負担をしっかりと見きわめ、成果のある事業にすべきではないでしょうか。

厚労省も虚弱高齢者に対して要介護などに陥る前から、専門職などが住宅改修にかかわり、最大限の能力を引き出せる環境づくりを目指しております。時代に合った事業とすべきではないでしょうか。そこで、高齢者の住まいの改修で、課題と今後の改善についてお示しください。

○松野郷建築部次長 課題についてですが、国の住宅・土地統計調査では、本市における65歳以上の方が住む住宅で、手すりの設置や段差解消などのバリアフリー化が行われた住宅の割合は、平成20年の56%から平成25年の60%と4ポイント増加しております。今後、高齢者がますますふえていきますが、住みなれた住宅で安全に安心して暮らせるよう、身体機能の低下や障害が生じている場合には、

その身体状況を考慮した改修の普及促進が求められてくるものと認識しております。

本市といたしましても、その人の身体状況等に応じた改修となるよう、引き続き講演会や研修会の実施などを通じて、高齢者の居住環境に対する市民意識の普及啓発と改修工事を行う施工業者の知識向上に努めてまいります。また、高齢者向けの改修方法がわからないといった市民からの相談に対して、きめ細やかに対応するため、相談体制の充実にも取り組んでまいりたいと思います。

**○あなだ委員** 次に、住宅改修施工業者について、お尋ねしたいと思います。

住宅改修の施工業者は旭川市内の企業と定義しておりますが、許可についてはどのように行っているのでしょうか。

**○松野郷建築部次長** やさしさ住宅補助制度を利用する場合、その補助工事の施工は市内建築業者に限定し、例外としまして、その住宅を新築した建築業者が改修工事を行う場合のみ市外の業者も認めているところでございます。市内建築業者の確認方法ですが、申請者から提出される補助申請書や工事完了報告書に添付されている見積書、契約書の写し等から事業者の住所をチェックし、市内事業者であることを確認しております。

**○あなだ委員** 現状では見積書や契約書の写しから業者の住所等を確認しているようではありますが、介護保険制度の住宅改修のように申請により事業者を認定し管理すべきではないのか、見解を伺います。

**○松野郷建築部次長** 介護保険制度の住宅改修におきましては、市から施工業者に工事代金の一部を支払うために、受領委任払い制度に基づく登録を行っておりますが、やさしさ住宅補助制度では、そのような場合、補助金請求時に申請者から補助金の受領に関する権限の委任状を提出していただいております。特に施工業者を登録する必要はないものと考えております。

**○あなだ委員** ここで大切なことは、例えば、介護予防の観点から住宅改修ができるのか、また、身体・精神機能に配慮した施工ができるのかなど、施工業者の質を担保することが本市の役割と考えます。改修実績を含めた事業者の把握により、実績が少ない施工業者には、これらを管理監督する市が的確な助言、指導をするなどの配慮が必要であると考えます。そこで、高齢者の住宅改修においては、建築のみならず福祉の専門知識も必要となります。施工業者の有資格等の条件について、



お示しく下さい。

○松野郷建築部次長 やさしさ住宅補助制度では、市内建築関連業者であること以外に求めている資格要件はございません。

○あなた委員 市内業者であれば資格要件は問われないということでありますけれども、例えば福祉住環境コーディネーター2級の資格者がいる建築業者を要件とする必要性は、ないのでしょうか。

○松野郷建築部次長 これまで、医療や福祉、建築の関係者が集まった研修会を実施することにより、多くの施工業者に対して、高齢者等が快適に暮らしやすい住環境となるよう、改修知識の普及、向上に努めてまいりました。医療、福祉、建築について、総合的な知識を身につけた福祉住環境コーディネーターの活用は、有効であるものと認識しているところですが、市内の建築業者にどれくらい有資格者がいるのか、今後、調査を行うなどをした上で、活用の実現性、有効性を研究してまいりたいと考えております。

○あなた委員 高齢者の住宅改修は、通常のリフォームとはやはり違うと考えます。使い勝手がよいだけでなく、安心できる住宅改修でなければなりません。そのためにも、専門知識を持った施工業者をいかにふやすかということにも力を入れていただきたいと思えます。

また、平成27年度の講演会や研修会の実施状況、開催意義についてもお示しく下さい。これらに参加した建築関係者の人数と、平成27年度のやさしさ住宅補助制度で工事を行った業者の関係者はどの程度参加しているのか、お示しく下さい。

○松野郷建築部次長 講演会と研修会につきましては、高齢者等の住環境に対する意識の啓発や居住環境改善のための知識の普及や向上のため、それぞれ毎年1回開催しております。平成27年度の実施状況についてですが、ことしの2月20日に「認知症の家族との暮らしや、住宅改善の方法について学ぶ」をテーマとした講演会をおびつたで開催し、30名の市民が参加しております。また、同じ日の同じ会場で、医療や福祉、建築といったそれぞれの職種に携わる方々を対象に、高齢者の身体状況を踏まえた改修計画案をグループワーク形式で検討する研修会を開催し、43名が参加しているところでございます。

続きまして、建築関係者の参加人数とやさしさ住宅補助制度で工事を行った業者

の関係者の参加人数についてですが、講演会参加者30名のうち建築関係者が8名、そのうち、やさしさ住宅補助制度の工事関係者が4名。研修会参加者43名のうち建築関係者が10名、そのうち、やさしさ住宅補助制度の工事関係者が5名参加しているという状況になっております。

○**あなた委員** 平成27年度では、本事業による施工実績が404件であるのに対し、本事業にかかわった工事関係者が講演会、研修会ともに4～5名の参加というのは、余りにも少な過ぎるのではないのでしょうか。本事業に関係する施工業者は、改修の質を担保するため、また、市の意向をしっかりと酌み取り改修する必要があると思います。本来、関係する全ての事業者の参加を促してもよいのではないのかと思うわけでありますが、こちらについても検討をしていただきたいと思っております。

次に、施工業者についての課題と今後の改善点についてお示してください。

○**松野郷建築部次長** これから本格的な高齢社会を迎え、高齢者が住む住宅の改修ニーズもふえていくものと予想しております。このため、医療や福祉分野の関係者と連携するなど、建築だけでなく医療や福祉を含めた幅広い知識をもって改修工事ができる施工業者をいかにしてふやしていくかが課題と考えております。今後とも、本事業を通じて、高齢者向けの住宅改修に関する情報提供を行うほか、福祉部局や福祉関係団体等と連携した取り組みを検討してまいります。

○**あなた委員** 次に、改修施工後の評価についてお尋ねしたいと思います。改修施工後における評価、確認というものはどのように行っているのかお示してください。

○**松野郷建築部次長** 改修施工後の評価についてですが、工事完了報告書に添付される完成写真で確認しておりますが、写真での審査が難しい場合や不明な点がある場合は、申請者や施工業者への聞き取り調査、現地確認などを行って、審査をしております。

○**あなた委員** 次に、改修施工後における生活機能などの評価を行っているのでしょうか、お答えください。

○**松野郷建築部次長** やさしさ住宅補助制度で行った工事に対しては、生活機能評価は行っていないところでございます。

○**あなた委員** 改修の完了確認も重要であります。この本事業の制度目的とし

ては、高齢者の方々が自宅で安全に安心して暮らせる住環境を整備するとありますとおおり、やはり改修後に生活機能の改善に役立っているのか、また、安心して生活できる環境になっているのかという評価も必要であると考えますが、見解を伺います。

○松野郷建築部次長 委員の御指摘のとおり、改修後に居住する高齢者が安心して生活できる環境になっていることが重要であると認識しております。今後、やさしさ住宅補助制度で行った工事について、改修工事後の居住環境に対する満足度や改善度などの内容を考慮した調査を検討してまいります。

○あなた委員 やはり成果を出すためには、改修目的と評価をしっかりと行うべきであると考えます。現状で十分と言えるのか、今後の考え方についてもお示しくください。

○松野郷建築部次長 工事施工後の評価という点につきましては、どのくらい高齢者が暮らしやすくなったのかが不明で、十分とは言えない状況であると認識しております。今後、調査の方法や内容、基準等をどのように定めるかなど、評価手法の事例等を参考にしながら、施工後における評価の実施について検討を行ってまいります。

○あなた委員 住宅改修はやりっ放しではなく、実際に使ってみてどうなのか、生活が安心してできるものになったのかと、再評価が事業の質を高め、有効な補助となります。しっかりと結果を捉え、変えるべきところは変え、必要なものは取り入れていくという時代に合った補助制度であるべきと考えますが、この事業においては導入してから15年が経過をしております。これまでの取り組みで見えてきた課題について伺いたいと思います。

○松野郷建築部次長 これまでの取り組みで、高齢者の住環境に対する市民意識の醸成や住みなれた住宅のバリアフリー化などの住宅改善工事の普及に一定の効果があつたものと考えております。これから本格的な高齢社会を迎えるに当たり、高齢者が住む住宅の改修工事もふえていくものと予測しておりますが、高齢者の居住環境に対する視点やニーズも多様化しており、高齢者の暮らしの向上につながるよう、福祉的な観点も含めた改修工事を行うことによって、その質を高めていくことが、今後の課題であると考えております。

**○あなだ委員** これまで15年にわたり本事業を実施しているところでありますが、十分な実績があると考えます。それぞれの高齢者の改修内容や効果など、この事業で蓄積したデータをやはり生かしていくということが本事業の質の向上にもつながり、また、これからの改修の参考にもなると思います。しかし、こうしたデータというのは、これまでとってきているのかとした場合に、そこまで充実したデータというのは残っていない状況にありますし、また、現状の課題としては、これらに加えて、高齢者の身体や精神状況に沿った個別の改修にはなり得ていないという点でありますので、質の向上に努めていただきたいと思います。

そして、今後の事業継続に当たって改善点があれば、お示してください。

**○松野郷建築部次長** 今後の事業計画に当たっては、課題である改修工事の質を高めるために、引き続き高齢者の住宅改修に携わる建築業者等の知識の普及、向上などの人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。さらに今後は、福祉部局とも連携し、介護保険居宅介護住宅改修費支給制度で行っている改修事例などについて研究を進め、高齢者が安全で安心して暮らし続けることができる住環境形成を効果的に図ってまいりたいと考えております。

**○あなだ委員** 今回、この事業について取り上げた理由としては、現在、本市においては、高齢者が住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しております。

そこで、副市長に考え方をお聞きしたいと思いますが、この地域包括ケアシステムというのは、福祉保険部だけでは成し得るものではないと考えております。個々の事業の結びつきが求められます。しかし、現状は、この住まいの部分だけ見てみましても、何点か指摘をさせていただきましたが、本市が取り組みを強化していると言われる介護予防の視点の欠落や、それらに求められる住環境の整備、改修の質の向上、福祉保険部との連携等など改善点が少なくないと思います。

改修後の評価システムがないということは、その効果が出ていないもの、改善すべきものというものも把握ができないということでもあります。したがって、事業の発展性もなかなか見込むことはできません。単なる住宅改修補助事業としてはいけないと思います。この先のさらなる高齢化に対応できるような先を見据えた事業と

すべきではないのか、見解を伺いたいと思います。

**○岡田副市長** やさしさ住宅補助制度を中心に、福祉政策との連携について、今、質問があったわけでありますけれども、一昨日もまちなかプラチナベースと移住を担当する地域振興部、それから福祉保険部の役割分担についても質問がありました。

現在、住宅政策と福祉保険部との連携では、シルバーハウジングという事業を市営住宅で行っておりますが、必ずしも御指摘のとおり十分ではないということでもあります。現在、介護高齢課で、地域包括ケアシステムのそれぞれの事業ですけれども、段階的な実施に向けて、今、関係団体と、外部の団体とですけれども協議もしておりますし、内部でも議論をしているところがございますけれども、委員御指摘のとおり、高齢者が暮らしていくためには、いろんな部分で行政がかかわっております。

例えば、医療という部分では保健所がありますし、それから、地域包括で言われているボランティアという部分では市民生活部、さらには消防も関係あるかもしれません。建築はもちろんそうでありますけれども、そうした関連した部局が、やっぱり連携することによって、そして、連携だけではなくて、組織の枠を超えた新たな旭川らしさというのか、そういった事業も生み出せる余地もあるというふうに思いますし、そういう議論を通じて既存事業の見直しをしていくと。そういったことでより一歩進めた高齢化社会に対応した施策の展開ができるのかなど。そんなふうに思っておりますので、関係部との連携、もっと内部でも強めるようにしていきたいと。そんなふうに思っております。

以上です。

**○あなた委員** 地域包括ケアシステムでは、住まい、医療、介護、予防、生活支援が、これは一体的に提供されなくてはならないということで、関係する部局や関連団体というところの結びつきというものを強化していただきたいと、そのように思います。

そして、最後になりますが、この地域包括ケアシステムの構築に向けては、住まいと住まい方のあり方が重要とされております。本市における住まいと住まいの方針を、建築の観点からお示しいただきたいと思います。

**○祖母井建築部長** 本市における住まいや住まい方のあり方については、少子高

齢化、人口減少が今後の住宅政策における諸課題の要因になるものと考えられ、特に今後ますます増加する高齢者が、自立して生き生きと暮らし続けることができる環境を整えていくことが重要であり、その基盤となる住まいは大きな役割を担っていくものであり、建築部といたしましても、高齢者の住まいがどうあるべきかなど、関係部局や団体などと連携しながら、高齢者が安心して暮らせる住環境の形成に取り組んでまいります。

**○あなた委員** 最後、意見というか指摘を述べて終わりたいと思いますけれども、これから団塊の世代が75歳を迎える2025年問題、そして、その先の団塊の世代が85歳を迎える2035年に向けての取り組みが必要であります。それを支えるのが地域包括ケアシステムとも呼ばれておりますが、やはり、その中で住まいと住まい方は中核をなすと言われておりますし、いつまでも住みなれた地域で最後まで生活するため、住環境の整備というものがやはり、この考え方をしっかり持つということが急務であると考えます。

それは何かといいますと、やはり介護予防の観点や潜在能力を引き出す改修、そして、機能の低下を防ぐといった、そうした改修にしっかりと着眼点を置くことであると。そして、今それらを実現するためにも人材育成が必要であると考えます。実際、市内の業者であればどこでもいい、それに関する審査も非常に甘いものとなっている、そして、申請も応募があったもの、これは全て認めている。さらには、チェック機能というところでも、やはり一定程度の縛りや検証というものは行っていくべきではないのかなと思うわけでありまして、建築分野、医療分野、福祉分野を含めたチームアプローチと地域住民を中心とした地域づくりが一番大切だとも言われております。本市の強みは、医療、介護の人材や設備が充実している点でありますので、これから強みを生かした住環境の整備に向けて信念を持って取り組んでいただきたいとお願い申し上げまして、終わりたいと思います。

**○高見委員長** 理事者交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後4時31分